

中小企業等協同組合法第7条第3項の規定による届出書

〇〇年×月△△日

公正取引委員会 殿

名 称 **関東事務処理効率事業協同組合**
 代表者の役職・氏名 **理事長 公取 太郎**

中小企業等協同組合法第7条第3項の規定により、昭和39年公正取引委員会規則第1号に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 組合に関する書類

	事務上の 連絡先	電話番号 〇〇-××××-△△△△					
		部署・担当者名 総務部 公取 次郎					
(1) 名 称	カントウジムショリコウリツジギョウキョウドウクミアイ 関東事務処理効率事業協同組合						
(2) 住 所	〒〇〇〇-×××× 東京都千代田区×× 1-2-3 △△ビル1階						
(3) 設 立 年 月 日	平成10年 4月 1日						
(4) 地 区	定款記載のとおり (東京都, 埼玉県, 千葉県等)						
(5) 連合会に加入しているときは、当該連合会の名称及び住所	全国事務処理効率事業協同組合連合会 東京都中央区×× 2-3-4 △△ビル2階						
(6) 現に行っている事業の内容	平成〇年度事業報告書〇頁記載のとおり (ETC コーポレートカード事業, 〇〇に関する事業, 〇〇事業等)						
(7) 組合員の数	ア 小売業を主たる事業とする組合員の数	従業員数	資本金の額 又は出資の 総額等	個 人	5千万円 以下	5千万円 超	計
		50人以下		0	5	0	5
		51人~100人		0	10	0	10
		100人超		0	15	0	15
		計		0	30	0	A 30
	イ サービス業を主たる事業とする組合員の数	従業員数	資本金の額 又は出資の 総額等	個 人	5千万円 以下	5千万円 超	計
		100人以下		0	5	10	15
		100人超		0	5	10	15
		計		0	10	20	B 30
	ウ 卸売業を主たる事業とする組合員の数	従業員数	資本金の額 又は出資の 総額等	個 人	1億円 以下	1億円超	計
		100人以下		0	10	5	15
		100人超		0	20	5	25
計			0	30	10	C 40	

エ アからウに掲げる事業以外の事業を主たる事業とする組合員の数	従業員数	資本金の額又は出資の総額等	個人	3億円以下	3億円超	計
	100人以下		0	30	40	70
	101人～300人		0	40	50	90
	300人超		0	50	10	60
	計		0	120	100	^D 220
オ 事業者でない組合員の数	E 80					
カ 組合員の数の合計	F (A+B+C+D+E) 400					

2 届出の原因になった組合員に関する事項

(1) 名称及び代表者の氏名	(2) 住所及び電話番号	(3) 事業内容の概要	(4) 資本金の額又は出資の総額	(5) 常時使用する従業員の数	(6) 届出の原因が発生した日
公正取引株式会社 代表取締役 公取 花子	東京都〇〇区××3-4 〇〇-××××-△△△△	自動車部品製造業	3億1円	301人	平成〇〇年 ×月△△日
株式会社JFTC 代表取締役 独禁 法男	埼玉県〇〇市××5-6 ××-△△△△-□□□□	野菜卸売業	1億1円	101人	平成〇〇年 ×月□□日

(注) 1 (3)については、当該組合の事業に関係のない事業を兼業するときはその事業内容も記載すること。

2 (5)については、兼業者にあつては事業別に記載すること。

3 届出の原因となった組合員が組合に加入し、又は引き続き組合員であることが必要である事由

(1) 組合にとっての事由

【記入例】・ 上記企業が加入することにより、組合の事業の利用割合が増加し、スケールメリットによる事業の充実を図ることができるため。

(2) 届出の原因となった組合員にとっての事由

【記入例】・ 当該組合員単独では割引を受けられない高速道路料金の多頻度・大口割引制度に関して、当組合が実施している ETC コーポレートカード事業を利用することにより、経費軽減を図ることができるため。

4 その他参考となるべき事項

5 添付書類

(1) 当該組合に係る書類

ア 定款、組合の行っている事業に関する規約、組合員名簿、役員名簿及び組織図

イ 次の書類を作成している場合にはこれらの写し（該当するものの□にレ印を付すこと。）

事業報告書、事業計画書 添付したときはチェックを入れる

(2) 届出の原因となった組合員に係る書類 最終の貸借対照表及び損益計算書（営業報告書）

(注) (1)及び(2)の添付書類については、インターネットを利用して公衆が閲覧できる状態に置いているときは、当該書類を閲覧することができるホームページアドレス（使用する自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）のうちその用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものをいう。）を記載した書面を当該届出書と併せて提出すること。